

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立保健福祉大学条例		
条 例 番 号	平成14年神奈川県条例第67号	法 規 集	第 4 編第 4 章
所 管 部 局 室 課	保健福祉部地域保健福祉課		
条 例 の 概 要	神奈川県立保健福祉大学の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  ( 現在でも 必要な条 例か。 )	保健福祉大学は、保健、医療及び福祉の分野における研究及び専門教育を行うための施設である。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、保健福祉大学の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性  ( 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 )	保健福祉大学は、開学以来多くの専門人材を輩出しており、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有する人材を育成するための場として有効に機能している。	運用実績 (20 年度末累計) ・学部卒業者 686 名 ・大学院修了者 15 名 ・実践教育センター 教育課程修了 1,535 名
	効率性  ( 現行の内 容で効率 的といえ るか。 )	この条例に規定する学部、学科の区分、授業料等の額及び徴収方法等は、いずれも適当であり、効率的な事務執行が行われている。	
	基本方針適 合性  ( 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 )	保健福祉大学における保健・医療・福祉人材の養成は、神奈川県構想・実施計画にも位置づけられた施策であり、県政の基本方針に適合しているものである。	
	適法性  ( 憲法、法 令に抵 触しな いか。 )	学校教育法及び大学設置基準に適合した設置・管理の内容が規定されており、かつ、地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であることから、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">改正・廃止の必要はない。</div> 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	別表第 1 (授業料等) については、文部科学省令 (国立大学等の授業料その他の費用に関する省令) に準拠しており、今後、同省令が改正される場合、改正を検討する必要がある。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)